

第4-10表 高齢者の就業促進施策

Table 4-10: Measures to promote the employment for older persons

日本				
種別	供給側に対する施策（注1）		需要側に対する施策（注2）	
名称	地域高齢者支援 （高齢者が地域で働ける場や社会を支える活動ができる場の拡大）	高齢者（65歳以上の者を含む）の再就職支援の充実・強化	高齢者雇用確保措置の実施義務（65歳までの雇用機会の確保）	企業支援（年齢にかわりなく意欲と能力に応じて働くことができる「生涯現役社会」の実現に向けた高齢者の就労促進）
内容	<p>高齢者が社会の支え手として活躍する生涯現役社会の実現に向けて、シルバー人材センターの活用により、会員の拡大や就業機会の拡大を図り、高齢者の多様な就業ニーズに応じた就業機会を確保する</p> <ul style="list-style-type: none"> ・シルバー人材センター事業の推進，拡充（育児支援，家事支援など現役世代の支援となるような分野や人材不足分野を中心にシルバー人材センターの活動範囲を拡充） ・生涯現役社会実現事業（生涯現役社会実現環境整備事業）の実施（高齢者を対象とした職業生活設計セミナーの開催） 	<p>高齢者が年齢にかわりなく安心して再就職支援を受けることができるよう、全国の主要なハローワークで職業生活の再設計に関する支援や就労支援チームによる就労支援を行うとともに、身近な地域において技能講習を実施するなど、再就職支援を充実・強化する</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者就労総合支援事業の実施（注3） ・シニアワークプログラム事業の実施（事業主団体や公共職業安定機関等と連携して、技能講習，面接会等を一体的に実施） 	<p>高齢者雇用安定法に基づき、希望者全員の65歳までの雇用確保措置についてハローワーク等で啓発指導等を実施</p>	<p>年齢にかわりなく働くことができる企業の普及に向けた支援を充実し、生涯現役社会の実現に向けた社会的な機運の醸成を図る</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生涯現役社会実現事業（業界別生涯現役システム構築事業）の実施，拡充（注4） ・特定求職者雇用開発助成金等の各種助成金の支給（注5） ・65歳超雇用推進助成金の支給（注6） ・年齢にかわりなく働ける職場づくりの実現のための事業主に対する相談，援助（注7） ・専門的知識等を有する有期雇用労働者等に関する特別措置法の施行（注8）

注1) 求職者及び労働者に対する施策のこと。相談，援助等。以降，同じ。

2) 事業主に対する施策のこと。助成措置等。以降，同じ。

3) 全国の主要なハローワークに高齢者雇用相談窓口を設置し，職業生活の再設計に向けた支援や就労支援チームによる就労支援等を実施。

4) 業界団体における生涯現役雇用制度導入マニュアルの作成等を通じた地域の機運醸成を図る。

5) 高齢者等の雇い入れを行う事業主に対する助成（特定就職困難者コース）。65歳以上の高齢者の雇い入れに対する助成も追加（生涯現役コース）。

6) 65歳以上への定年引き上げ，高齢者の雇用管理の整備（能力開発，能力評価等）を行う事業主に対する助成。

7) 高齢・障害・求職者雇用支援機構の高齢者雇用アドバイザーが生涯現役社会の実現に向けた事業主支援を重点的に実施。

8) 定年後引き続き雇用される高齢者について，労働契約法の無期転換ルールの特例を創設。

種別	アメリカ		イギリス	
	供給側に対する施策	需要側に対する施策	供給側に対する施策	需要側に対する施策
名称	高齢者地域社会サービス雇用事業	なし	なし	Fuller Working Lives
根拠法・創設	1965年 高齢アメリカ人法（the Older American Act）を根拠に、2002年高齢者コミュニティ雇用プログラム（注9）を開始	—	—	2017年
適用範囲	失業中で就業見込みの低い55歳以上、世帯収入が連邦政府の定める貧困ラインの125%以下	—	—	
内容	全額政府出資の助成金により、非営利公共施設で訓練をかねて就業する。プログラム期間終了後、30%の参加者が助成金なしで継続雇用されることを目標とする	—	—	雇用年金省によるキャンペーン。高齢者の雇用維持・促進に向けた雇用主の活動を奨励
利用状況	登録参加者 3万396人（2016年）	—	利用	

注9) 正式名は、Senior Community Service Employment Program: SCSEP。

第4-10表 高齢者の就業促進施策（続き）

Table 4-10: Measures to promote the employment for older persons (cont.)

種別	ドイツ		フランス	
	供給側に対する施策	需要側に対する施策	供給側に対する施策	需要側に対する施策
名称	中小企業の低資格労働者・中高年齢労働者のための継続職業教育訓練	統合助成金(EGZ)	「被用者の職業人生にわたる訓練機会」に関する全国業種横断的協約	統一参入契約（注13） 2010年1月1日に、それまでの雇用主導契約CIEなどが統合された
根拠法・創設	社会法典第3編 (SGB III)第82条	社会法典第3編 (SGB III)第3章第5節	2004年5月	2008年12月
内容	従業員数250人未満の中小企業に勤務する、低資格労働者又は45歳以上の労働者（45歳未満の労働者は2019年12月31日までの間）で職業資格を取得しようとする者が、一定の条件を満たした場合には訓練受講料の一部又は全額が助成される なお、同プログラムは、同時に事業主に対しての助成も行う（注10）	長期失業、高齢、障害等により、通常の業務に制約のある労働者を採用する使用者に対して統合助成金が支給される。助成額は対象となる賃金の50%まで、その支給期間は最大で12か月間。統合助成金には法的請求権はなく、支給金額や期間は公共職業安定所(AA)若しくはジョブセンターにより必要性に応じて個別に決定される（注11）	適用範囲対象は、全ての企業の全被用者 フランスの企業は、被用者への訓練機会の付与が法律で義務付けられており、労使が高齢労働者・熟練労働者のための様々な訓練参加権を労働協約で規定し、被用者の訓練への参加を促進（注12）	雇用局(Pôle emploi)とCUI協定を結び、高齢者や障害者等、就職に困難を抱える者をCUIに基づいて雇用した事業主に対し、最低賃金(SMIC)の47%を上限に、最長2年間の賃金補助を実施

出典：日本：厚生労働省、アメリカ：労働省(DOL)SCSEP、イギリス：Gov.uk、各ウェブサイト、ドイツ：労働社会省(BMAS)、連邦雇用エージェンシー(BA)ウェブサイト、厚生労働省（2017.3）「2016年海外情勢報告」、フランス：雇用局(Pôle emploi)、政府公共サービスウェブサイト等

注10) 従業員数250人未満の中小企業で、自らが雇用する者が訓練を受講する場合に、労働者の業務を免除する事業主は、賃金の支払いを継続したまま、雇用機関からの賃金助成を受け取ることができる。

- 11) 管理運営は連邦雇用エージェンシー(BA)、財源は社会保険料（労使折半）。50歳以上で要件を満たす者は、2019年12月末までに措置を開始した場合に限り、最長36か月まで支給される。また、障害がある55歳以上の場合、最長96か月まで支給される。
- 12) 例：45歳以上かつ20年以上の職務経験がある被用者で勤続1年以上の者は、優先的に技能検定を受講できる他、時間外の職業訓練を受講する場合は、給与の50%相当の教育訓練手当が企業から支給される。
- 13) 正式名は、Contrat Unique d'Insertion: CUI。